

豊見城市情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、豊見城市情報公開条例（令和4年豊見城市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(権利の濫用の適用制限)

第3条 実施機関は、条例第5条第3項の規定の適用に当たっては、権利の濫用の該当性について慎重に判断するとともに、次に掲げる対応を行うものとする。

- (1) 業務執行上の支障を説明し、理解を求めること。
- (2) 開示請求者の目的に沿うよう、対象行政文書に係る事業の範囲及び年度の限定、無作為抽出等の方法により、適切な開示請求を行うよう理解を求め、必要に応じ、条例第6条第2項に規定する補正を求めること。

(行政文書開示請求書)

第4条 条例第6条第1項に規定する開示請求書は、行政文書開示請求書（様式第1号）とする。

2 条例第6条第1項第3号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
 - (2) 開示請求者の連絡先
- (行政文書開示決定通知書等)

第5条 条例第11条第1項に規定する書面は、行政文書開示決定通知書（様式第2号）とする。

2 条例第11条第2項に規定する書面は、行政文書不開示決定通知書（様式第3号）とする。

(行政文書開示決定等期限延長通知書)

第6条 条例第12条第2項に規定する書面は、行政文書開示決定等期限延長通知書（様式第4号）とする。

(行政文書開示決定等期限特例延長通知書)

第7条 条例第13条に規定する書面は、行政文書開示決定等期限特例延長通知書（様式第5号）とする。

(第三者保護に関する手続)

第8条 条例第15条第1項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示請求の年月日
- (2) 開示請求に係る行政文書に記録されている当該第三者に関する情報の内

容

- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 2 条例第15条第2項に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 前項各号に掲げる事項
 - (2) 条例第15条第2項各号のいずれかに該当するかの別及びその理由
- 3 条例第15条第1項又は第2項の規定により通知するときは、開示に対する意見照会書(様式第6号)により行うものとする。
- 4 条例第15条第1項又は第2項に規定する意見書は、開示に対する意見書(様式第7号)とする。
- 5 条例第15条第3項に規定する書面は、開示決定についての通知書(様式第8号)とする。

(開示の実施)

第9条 開示決定に基づき行政文書の開示を受ける者は、当該開示決定をした実施機関に対し、その求める開示の実施の方法等について、行政文書の開示の実施方法等申出書(様式第9号)により申し出ることができる。

(電磁的記録の開示方法)

第10条 条例第16条第1項に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法(実施機関がその保有する専用機器により行うことができるものに限る。)とする。

- (1) 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番又は4番の用紙に出力したものの閲覧
- (2) 当該電磁的記録を専用機器(開示を受けるものの閲覧又は視聴の用に供することができるものに限る。)により再生したものの閲覧又は視聴
- (3) 当該電磁的記録を日本産業規格A列3番又は4番の用紙に出力したものの交付
- (4) 当該電磁的記録を光ディスク(日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。)に複製したものの交付

(閲覧又は視聴の中止等)

第11条 実施機関は、行政文書の閲覧又は視聴をする者が当該閲覧又は視聴に係る行政文書を汚損し、又はその内容を損傷するおそれがあると認めるときは、当該行政文書の閲覧又は視聴を中止し、又は禁止させることができる。

(手数料等の納付)

第12条 条例第18条第2項及び第4項に規定する規則で定める方法は、納入通知書による現金払又は口座振替とする。

- 2 条例第18条第4項に規定する写しの送付に要する費用の額は、当該写しの送付に要する郵便料金相当額とする。
- 3 条例第18条第2項の手数料(以下「手数料」という。)及び前項の費用は、写しの交付を受ける前に納付するものとする。

(手数料の減免)

第13条 市長は、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、開示請求1件につき2千円を限度として、手数料を減免することができる。

2 前項の規定による手数料の減免を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、開示請求書を提出する際に、併せて手数料の減免申請書（様式第10号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

3 申請者は、自身が生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項各号に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、そのほかの事実を理由とする場合にあっては当該事実を証明する書面を申請書に添付しなければならない。

4 市長は、申請書の提出を受けた場合において、手数料を減免するときは手数料の減免決定通知書（様式第11号）により、減免しないときは手数料の減免をしない旨の決定通知書（様式第12号）により、申請者に通知するものとする。
（諮問をした旨の通知）

第14条 条例第21条の規定により通知するときは、審査会諮問通知書（様式第13号）により行うものとする。
（行政文書公表の方法）

第15条 条例第24条第1項の規定による公表の方法は、閲覧その他の方法により行うものとする。
（出資団体等）

第16条 条例第25条第1項に規定する規則で定めるものは、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人とする。
（運用状況の公表）

第17条 条例第28条の規定による運用状況の公表は、毎年5月末日までに、前年度の開示請求件数、開示件数、不開示件数その他必要な事項について行うものとする。
（委任）

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、実施機関が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 4 条関係)

年 月 日	
行政文書開示請求書	
(実施機関)	殿
	請求者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 (法人その他の団体にあつては、事務所又は 事業所の所在地、名称及び代表者の氏名)
豊見城市情報公開条例第 6 条第 1 項の規定により、下記のとおり行政文書の開示を請求します。	
記	
開示を請求する行政文書	行政文書を特定することができるように行政文書の名称又は事項を具体的に記入してください。
請求の理由	(本欄の記載は任意です。)
求める開示の実施方法等	ア又はイに○印を付してください。アを選択した場合は、実施の方法及び希望日を記載してください(本欄の記載は任意です。) ア 窓口における開示の実施を希望する。 <実施の方法> <input type="checkbox"/> 閲覧 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他() <実施の希望日> 年 月 日 イ 写しの送付を希望する。
備考	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第2号（第5条関係）

第 号 年 月 日	
行政文書開示決定通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、豊見城市情報公開条例第11条第1項の規定により、下記のとおり開示することに決定しましたので通知します。	
記	
開示する行政文書 (全部開示・一部開示)	
不開示とした部分と その理由	
開示の実施の方法等	(1) 開示の実施の方法等 (2) 開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで（土・日曜、祝祭日を除く。） 時間： 場所： (3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、送付に要する費用（見込額）
不開示とした部分の 開示可能日	この決定の日から1年以内に上記の不開示とした部分の全部又は一部を 開示することができるようになる期日が明らかであるときのみ。 年 月 日 (開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求をしてください。)
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

(注) 1 開示の実施の方法等については、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「行政文書の開示の実施方法等申出書」により開示の実施の申出を行ってください（開示請求書に記載した求める開示の実施方法により開示を実施することができる場合等は、申出の必要はありません。）。

2 開示の実施の方法は、「(1) 開示の実施の方法等」に記載されている方法から選択できます。

3 窓口における開示の実施を選択される場合は、「(2) 開示を実施することができる日時及び場所」に記載されている日時から選択してください。記載された日時で都合が悪い場合には、「担当課等」に記載した連絡先まで連絡ください。

様式第3号（第5条関係）

第 号 年 月 日	
行政文書不開示決定通知書 様 （実施機関）	
年 月 日付けで開示請求のありました行政文書については、豊見城市情報公開条例第11条第2項の規定により、下記のとおり全部を開示しないことに決定しましたので通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
不開示とした理由	
不開示とした部分の開示可能日	この決定の日から1年以内に上記の不開示とした部分の全部又は一部を開示することができるようになる期日が明らかであるときのみ。 年 月 日 （開示を希望する場合は、この日以後に改めて開示請求をしてください。）
担当課等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。 2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第4号（第6条関係）

第 号 年 月 日	
行政文書開示決定等期限延長通知書 様 (実施機関)	
年 月 日付けで開示請求のありました事案については、豊見城市情報公開条例第12条第2項の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
延長後の期間	日（開示決定等期限 年 月 日）
延長の理由	
担当課等	担当課名 連絡先

様式第5号（第7条関係）

第 号 年 月 日	
行政文書開示決定等期限特例延長通知書 様 （実施機関）	
年 月 日付けで開示請求のありました事案については、豊見城市情報公開条例第13条の規定により、下記のとおり開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
条例第13条の規定（開示決定等の期限の特例）を適用する理由	
行政文書について開示決定等をする期限	（ 年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次の期限までに開示決定等を行う予定です。） 年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先

様式第6号（第8条関係）

第 号 年 月 日	
開示に対する意見照会書 様 (実施機関)	
<p>（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている行政文書について、豊見城市情報公開条例第6条第1項の規定による開示請求があり、当該行政文書について開示決定等を行う際の参考とするため、同条例第15条第1項又は第2項の規定に基づき、ご意見を伺うこととしました。</p> <p>つきましては、お手数ですが、当該行政文書を開示することにつきご意見があるときは、同封した「開示に対する意見書」を提出していただきますようお願いします。</p> <p>なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特にご意見がないものとして取り扱わせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
開示請求に係る行政文書の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
開示請求に係る行政文書に含まれている（あなた、貴社等）に関する情報の内容	
条例第15条第2項に該当する場合は、適用区分及びその理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
意見書の提出先	郵便番号 所在地 担当課名
意見書の提出期限	年 月 日 ※ 開示請求に係る行政文書の開示決定等は、 年 月 日までにしなければなりません。
担当課等	担当課名 連絡先

様式第7号（第8条関係）

年 月 日	
開示に対する意見書	
(実施機関) 殿	
郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号 〔 法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕	
年 月 日付けで照会のあった行政文書の開示について、下記のとおり意見を提出します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 行政文書を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 行政文書を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由
備考	

(注) □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

様式第8号（第8条関係）

第 号 年 月 日	
開示決定についての通知書 様 （実施機関）	
（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「開示に対する意見書」の提出がありました行政文書については、下記のとおり開示することに決定しましたので、豊見城市情報公開条例第15条第3項の規定により通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課 等	担当課名 連絡先
教示 1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。	
2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。	
3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。	

様式第 9 号（第 9 条関係）

年 月 日	
行政文書の開示の実施方法等申出書	
(実施機関)	殿
申請者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
豊見城市情報公開条例施行規則第 9 条の規定により、下記のとおり申出をします。	
記	
行政文書開示決定通知書の 番号等	年 月 日 第 号
開示請求に係る行政文書の 名称等	
求める開示の実施方法	
開示の実施を希望する日	年 月 日 午前・午後
「写しの送付」の希望の有無	有・無
担 当 課 等	担当課名 連絡先

(注) 開示請求書に記載した求める開示の実施方法により開示を実施することができる場合等は、申出の必要はありません。

様式第10号（第13条関係）

年 月 日	
手数料の減免申請書	
豊見城市長 殿	
申請者 郵便番号 住 所 (ふりがな) 氏 名 電話番号	
豊見城市情報公開条例施行規則第13条第2項の規定により、下記のとおり手数料の減免を申請します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
減免を求める額	
減免を求める理由	<input type="checkbox"/> 生活保護法（昭和25年法律第144号）第11条第1項第 号に掲げる扶助を受けているため。 <input type="checkbox"/> その他 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; height: 40px; margin-left: 20px;"></div>

（注） □のある欄は、該当する□内にレ印を記入してください。

- （1） 「生活保護法～」にレ印を記入したときは、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。
- （2） 「その他」にレ印を記入したときは、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

様式第11号（第13条関係）

第 号 年 月 日	
手数料の減免決定通知書	
様	
豊見城市長	
年 月 日付けで申請のありました手数料の減免申請について、下記のとおり減免することとしましたので、豊見城市情報公開条例施行規則第13条第4項の規定により通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
減 免 す る 額	
備 考	

様式第12号（第13条関係）

第 号 年 月 日	
手数料の減免をしない旨の決定通知書	
様	
豊見城市長	
年 月 日付けで申請のありました手数料の減免申請について、下記の理由により減免しないこととしましたので、豊見城市情報公開条例施行規則第13条第4項の規定により通知します。	
記	
開示請求に係る行政文書の名称等	
減免を求めた額	
減免が認められない理由	
<p>教示</p> <p>1 この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第88号）の規定により、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、豊見城市に対して審査請求をすることができます。なお、決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。</p> <p>2 この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があったことを知った日から6月以内に、豊見城市を被告として（訴訟において豊見城市を代表する者は豊見城市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。</p> <p>3 第1項の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、前項の規定にかかわらず、その審査請求に対する裁決があったことを知った日から6月以内に提起することができます。なお、裁決があったことを知った日から6月以内であっても、裁決の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。</p>	

様式第13号（第14条関係）

第 号 年 月 日	
<p>審査会諮問通知書</p> <p>様</p> <p>(実施機関)</p> <p>年 月 日付けで申立てのありました審査請求について、下記のとおり豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問したので、豊見城市情報公開条例第21条の規定により通知します。</p> <p>記</p>	
審査請求に係る行政文書の名称等	
審査請求に係る開示決定等	
審査請求日	年 月 日
審査請求の趣旨	
諮問日・諮問番号	年 月 日 ・ 諮問 号
担当課等	担当課名 連絡先

- (注) 1 「審査請求に係る開示決定等」の欄については、開示決定等の日付・記号番号、開示決定等をした者、開示決定等の種類（開示決定、不開示決定等）を記載する。
- 2 「諮問日・諮問番号」の欄は、豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会が付す番号を記載する。